

門川町災害時応援協定の実施要領

1. 趣旨

門川町は、海、山、川と自然にととも恵まれた住みよい街であります。

近年の阪神・淡路大震災や東日本大震災、集中豪雨等でみられるような突発的な大規模災害時には、行政の対応や努力だけでは限界があります。

町民の皆様の安心・安全を守るためには、個人の「自助」とともに、地域社会が支えとなる「共助」がとても重要です。

本町には、地元に着し、専門能力や組織力に優れた企業・団体・事業所等が数多く存在いたします。

これらの皆様と災害時における協力体制を図り、被害拡大防止や町民生活の早期復旧を図りたいと考えており、今回、「応援協定の実施要領」を定めたところでございます。

みなさまには、この機会にぜひご検討いただき、できますならばご申請いただきますようお願いいたします。

2. 応援協定の種類

各企業・団体・事務所等で、本町が被災した時に「その場で活動できる内容」を取り交わしたいと考えており、大きなことでなくて大丈夫です。

例えば、大津波により町の東側で被害が発生した場合には、西門川地域からの支援隊が来るとか、または、五十鈴川の上流域で河川氾濫が発生した場合には、被害を被っていない沿岸部より支援隊が入るなどの活動を想定しています。

一つの企業・団体だけでは無理の場合にも、数社・複数の団体でグループを組んでのお申し込みでも大丈夫です。

<種類>

A 災害時応急対策部門

- … 道路復旧時の活動要員や特殊作業の建設資機材が必要となった場合に、本町からの協力要請に基づく活動

B 避難所としての場所提供や避難所の運営支援活動

- … 南海トラフ巨大地震で想定される大津波等で、町大部分で津波浸水が発生した場合に、避難所として活用できる場所の提供や避難所として設置した場合に協力できる内容を締結する。
避難所の設置から閉鎖までの運営が可能である場所を望む。

C 後方支援部門

- … 救助された軽傷の方々の医療救護、各地に設置される避難所への食糧や物資供給策、ライフラインの不通に伴う関係機関同士の情報収集の手段構築等、後方的に支援する活動

3. 協定方法

具体的な内容につきましては、申請内容で変わってきますのでそれぞれ個別協議していきますが、内容については書面により門川町長と締結します。

4. 申請書類において審査する事項

以下の要件を満たしていることを確認します。

- ①門川町内に、企業であれば本店や支店、営業所等の事務所を要するもの。
各団体であれば、事務所や代表者が本町にあるもの。
- ②事業の実施内容や活動内容が社会通念上、認められているもの。
- ③法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- ④本町以外に事務所等が存在しても、本町に対し適切な対応ができるものとして判断される場合には協定を締結する場合がある。
- ⑤申請以降の年月において、事業の内容や役員変更等により上記の項目を満たしていないと判断した場合には協定を破棄する場合がある。

5. 申請書類

様式1 災害時応援協力申し出書

様式2 災害時応援に関する調査票

様式3-1 災害時応急対策部門に関する調査票（その1）単独社用

様式3-2 災害時応急対策部門に関する調査票（その1）

複数社グループ用

様式3-3 災害時応急対策部門に関する調査票（その2）